

厚生労働省発障0401第5号  
令和4年4月1日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

令和4年度(令和3年度からの繰越分)福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金(令和3年度補正予算分)の国庫補助について

標記については、別紙「令和4年度(令和3年度からの繰越分)福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金(令和3年度補正予算分)交付要綱」により行うこととされ、令和4年4月1日から適用することとされたので通知する。

## 別紙

### 令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（令和3年度補正予算分）交付要綱

#### （通則）

- 1 令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（令和3年度補正予算分）（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### （交付の目的）

- 2 この交付金は、都道府県が、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員を対象に、賃金改善を行う障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助することを目的とする。

#### （交付の対象）

- 3 この交付金は、令和○年○月○日障発○○○○第○号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分）実施要綱」に基づき、都道府県が事業を交付の対象とする。

#### （交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

##### （1）都道府県事業の場合

- ① 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。

##### （2）都道府県が補助する事業の場合

- ① 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額（間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入

額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額(交付基本額)に第5欄に定める交付率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付する。

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 交付率
福祉・介護職員処遇改善支援事業	福祉・介護職員処遇改善支援事業	1. 福祉・介護職員処遇改善支援事業(施設・事業所支援分) 厚生労働大臣が必要と認めた額	実際に対象施設・事業所の福祉・介護職員等の処遇改善に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費	10 / 10
		2. 福祉・介護職員処遇改善支援事業(都道府県支援分) 厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県において本事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金、助成金、交付金	

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業費の配分を変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は破棄してはならない。

- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 交付事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第4により速やかに、遅くとも交付事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (9) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第5による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金に係る交付金を都道府県が適切と認める法人格を有する団体等に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
  - ① (2) から (4) に掲げる条件  
この場合において、(2) から (4) の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。
  - ② 間接交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (12) (11) により付した条件に基づき、都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

#### (申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が、別添様式第1による申請書に係る書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (変更申請手続)

- 7 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別紙様式第2による申請書に関

係書類を添えて別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この交付金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第3による事業実績報告書に係書類を添えて、令和5年6月末日（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。